

・完全固定単価 フラットプラン（季節別）改定内容

変更前	変更後
第1条 適用 この電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「本約款」といいます。）は、Q.ENERST でんき株式会社（登録番号：A0491。以下「当社」といいます。）から特別高圧又は高圧で電気の供給を受けるため、本約款に基づき当社と電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）を締結されたお客様に対して、その供給条件を定めたものです。お客様は、本電気需給契約の締結をもって本約款の個別の条項に承諾したものとします。	第1条 適用 この電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「本約款」といいます。）は、Q.ENERST でんき株式会社（登録番号：A0491。以下「当社」といいます。）から特別高圧又は高圧で電気の供給を受けるため、本約款に基づき当社と電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）を締結されたお客様に対して、その供給条件を定めたものです。 本約款はお客様の申込みに対して当社の承諾がなされた場合に発効します。なお当該発効は、お客様と当社間の契約書の作成に先立つ場合がございます。
第6条 お客様の託送供給等約款についての承諾 お客様は、本電気需給契約の締結により、第7章に定めるものの他、次の各号に定める事項について確認し、承諾したものとみなします。 ① 一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要家に関する事項を遵守すること。 ② 当社が、本電気需給契約及び託送供給契約に必要なお客様の情報を一般送配電事業者から提供を受けること。	第6条 電気需給契約の成立 お客様は、本電気需給契約の締結により、第7章に定めるものの他、次の各号に定める事項について確認し、承諾したものとみなします。 1.当社指定の申込書式を用い申し込みすること。 2.契約年月日および供給地点特定番号は本電気需給契約記載の通りとなること。 3.当社から本電気需給契約又は託送供給契約に必要な情報の提供を求められた場合には、これに応じること。 4.一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要家に関する事項を遵守すること。 5.当社が、本電気需給契約及び託送供給契約に必要なお客様の情報を一般送配電事業者から提供を受けること。 6.従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、特典やポイント付与等のサービスの効力が失われる可能性があること
第8条 需給開始日及び契約期間 2.天候、一般送配電事業者による拒絶、停電交渉等その他のやむをえない理由又は不可抗力事由（第48条に定義されます。以下同じです。）によって、当社は、需給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合には、当社及びお客様は、協議により、需給開始日を変更し、又は本電気需給契約を終了させることができます。3.本電気需給契約の契約期間は、本電気需給契約記載のとおりとします。但し、本電気需給契約更新時は、契約期間満了日の3カ月前までに当社から新しい条件をご提案します。変更がない場合は契約期間満了時から同一条件で延長されるものとし、その後も同様とします。	第8条 需給開始日及び契約期間 2.天候、一般送配電事業者による拒絶、当社との電気需給契約締結前に電気を供給していた事業者による事由、停電交渉等その他のやむをえない理由又は不可抗力事由（第49条に定義されます。以下同じです。）によって、当社は、需給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合には、当社及びお客様は、協議により、需給開始日を変更し、又は本電気需給契約を終了させることができます。 3.本電気需給契約の契約期間は、本電気需給契約記載のとおりとします。 但し、本電気需給契約の更新に際しては、原則として契約期間満了の3ヶ月前までに、当社から新しい電気料金単価等の供給条件をご提案します。 当該新しい供給条件に同意頂いた場合のみ、更新されるものとし、同意いただけない場合は本電気需給契約は満了の時をもって終了します。 また、情勢によっては提案できない可能性もございます。当社から提案できない場合は本電気需給契約は満了の時をもって終了します。
第12条 自家発補給電力 2.料金 契約電力、基本料金単価、未使用時倍率、電力量料金単価及び燃料費調整額は本電気需給契約に定めるものとします。 ④ 燃料費調整額 燃料費調整額は火力発電の燃料価格の変動に合わせて電気料金（電力量料金）を自動で調整する制度にもとづき、当社が金額を設定するものとします。	第12条 自家発補給電力 2.料金 契約電力、基本料金単価、未使用時倍率、電力量料金単価及び燃料費調整額は本電気需給契約に定めるものとします。 ④—燃料費調整額 —燃料費調整額は火力発電の燃料価格の変動に合わせて電気料金（電力量料金）を自動で調整する制度にもとづき、当社が金額を設定するものとします—
（新設）	第14条 その他の料金 お客様は、表2に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金及び表3に定める容量拠出金相当額を当社に対して支払うものとします。
第19条 料金の算定 1.料金は、本電気需給契約及び第3章に定める(a)基本料金及び(b)電力量料金、(c) 燃料費調整額並びに(d)表1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金及び(e)表2に定める容量拠出金相当額の合計とします。 2.料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定します。 ① 電気の供給を開始し、又は本電気需給契約が終了した場合 ② 契約電力を変更したことにより料金に変更があった場合 ③ 第14条に定める料金改定により料金に変更された場合	第20条 料金の算定 1.料金は、本電気需給契約及び第3章に定める(a)基本料金及び(b)電力量料金、(c)燃料費調整額並びに(c)表1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金及び(d)表2に定める容量拠出金相当額の合計とします。 2.料金は、次の日割計算が適用される場合を除き、期間を1カ月間として計算します。 ① 電気の供給が開始または終了されるとき ② 契約電力の変更に伴い料金の変更があるとき ③ 第15条の料金改定が適用されるとき
第21条 料金の支払義務及び支払期日 1.お客様の各月の料金の支払義務は、(a)当該月の計量日又は(b)本電気需給契約が終了した場合には終了日に発生するものとします。 2.お客様は、料金を支払期日までに支払うものとします。料金の支払期日は、支払義務が発生した日の属する月の末日（但し、当該日が銀行の非営業日に該当する場合には、翌銀行営業日）とします。	第22条 料金の支払義務及び支払期日 1.お客様の各月の料金の支払義務は、(a)当該月の計量日又は(b)本電気需給契約が終了した場合には終了日に発生するものとします。 2.お客様は、料金を支払期日までに支払うものとします。料金の支払期日は、支払義務が発生した日以後に当社からお客様に交付する請求書記載の期日、又はクレジットカードの決済日とします。

変更前	変更後
第 22 条 料金その他の支払方法 1.当社は、各月の料金を、当該月の計量日後に算定の上、お客様に対して速やかに請求します。 2.当社によるお客様への請求は、(a)当社からお客様に対して請求書を送付する方法又は(b)電子メールの送信による方法により、当社によるお客様への請求を行うものとしします。 3.お客様は、料金については毎月、その他についてはその都度、口座振替、当社の指定する方法によるクレジットカード決済により支払うものとしします。 4.お客様は、料金を支払義務の発生した順序で支払うものとしします。 5.当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した書式により、料金及びその他の債務の支払いを請求できるものとしします。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとしします。	第 23 条 料金その他の支払方法 1.当社は、各月の料金を、当該月の計量日後に算定の上、お客様に対して速やかに請求します。 2.前項の請求は、(a)本電気需給契約に関するお客様マイページ内に提示する方法、又は(b)電子メールの送信による方法のいずれかにより、行うものとしします。 3.お客様は、料金については毎月、その他についてはその都度、当社が指定する口座振替、クレジットカード決済又は金融機関への振込の方法により支払うものとしします。 (新設) 4. 本条第1項乃至第2項に定める請求に訂正が生じた場合、当社またはお客様は直ちに相手方に通知し、協議のうえ精算を行うものとしします。 5.お客様は、料金を支払義務の発生した順序で支払うものとしします。 6.金融機関口座振込による場合は、振込手数料はお客様負担といたします。 7.当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した書式により、料金及びその他の債務の支払いを請求できるものとしします。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとしします。
《第 23 条 遅延損害金及び保証金》 2.保証金 ① 当社は、供給の開始又は再開に先だって、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で、お客様から保証金の預託を 求めることができるものとしします。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、供給継続の条件として、 新たに又は追加の保証金の預託を求めることができるものとしします	《第 24 条 遅延損害金及び保証金》 2.保証金 ① 当社は、供給の開始又は再開に先だって、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で、お客様から保証金の預託を 求めることができるものとしします。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、供給継続の条件として、 新たに又は追加の保証金の預託、或いは当社の認める人会的又は物的担保の提供を求めることができるものとしします
第 37 条 中途解約補償金 本電気需給契約が契約期間の満了日前に終了した場合、お客様は、当社に対し以下(ア)または(イ)の中途解約補償金を支払うものとしします。但し、(a)第 8 条第 2 項に基づく契約の終了の場合、及び(b)当社が違反当事者となって第 36 条に基づき本電気需給契約が解除される場合は、中途解約補償金は発生しません。 (ア)第35条第2項に基づく本電気需給契約の終了日がスイッチング手続き完了前の場合 中途解約補償金額＝直近3か月における残余使用量(※)×電力量料金単価 (イ)第35条第2項に基づく本電気需給契約の終了日がスイッチング手続き完了後の場合 中途解約補償金額＝終了日の翌日から契約期間満了日までの残余使用量(※)×電力量料金単価	第 38 条 中途解約補償金 本電気需給契約が契約期間の満了日前に終了した場合、お客様は、当社に対し以下(ア)または(イ)の中途解約補償金を支払うものとしします。 但し、(a)第 8 条第 2 項に基づく契約の終了の場合、及び(b)当社が違反当事者となって第 36 条に基づき本電気需給契約が解除される場合は、中途解約補償金は発生しません。 (ア) お客様からの申込に対する当社の承諾後であって、スイッチング手続き完了前の場合 中途解約補償金額＝直近3か月における残余使用量(※)×電力量料金単価 (イ) 第36条第1項または第2項において、当社に帰責事由が無い事由による本電気需給契約の終了の場合 中途解約補償金額＝終了日の翌日から契約期間満了日までの残余使用量(※)×電力量料金単価
(新設)	第3738条の2 供給開始日遅延補償金 当社に起因する事由によらず、供給開始日が申込書記載の開始予定日から1ヶ月以上遅延した場合、お客様は、当社に対し以下(ア)の供給開始日遅延補償金を支払うものとしします。 (ア) 供給開始日遅延補償金額＝開始予定日から実際に供給開始ができた日までの想定使用量(※)×電力量料金単価 (※)ご契約単価算出時に使用した過去の電力使用量をもとに算出
第 39 条 本電気需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算 次の場合には、お客様は、当社との間で、本電気需給契約の終了又は変更の日に、次のとおり料金及び工事費等を精算するものとしします。但し、当社が違反当事者となって第 36 条に基づき本電気需給契約が解除される場合及び非常震災等やむをえない理由による場合を除きます。なお、実量制のお客様における、本条の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加とします。 ① 契約電力を新たに設定し又は増加した後 1 年に満たないで終了する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、新たに設定し又は増加した契約電力分につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとしします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとしします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとしします。なお、増加後に終了する場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の増加分と残余分の比で按分したものとします。 ② 契約電力を新たに設定し又は増加した後 1 年に満たないで減少する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、減少する契約電力（増加後に減少する場合で、減少する契約電力分が増加した契約電力分を上回るときは、増加した契約電力分とします。）につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとしします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとしします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとしします。 なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比で按分したものとします。	第 40 条 一般送配電事業者との接続契約の終了又は変更に伴う料金の精算 1.次のいずれかに該当する場合、当社は、一般送配電事業者との接続電気需給契約の終了、又は変更に際し、料金の精算を請求するものとしします。 但し、当社が違反当事者となる第 37 条による本電気需給契約解除の場合、及び非常震災等やむをえない事由の場合を除きます。 なお、実量制のお客様における、本条の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加とします。 ① 契約電力を新たに設定、又は増加後 1 年に満たないで終了する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、新たに設定し又は増加した契約電力分につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとしします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額を請求するものとしします。 ② 契約電力を新たに設定、又は増加後 1 年に満たないで減少する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、減少する契約電力（増加後に減少する場合で、減少する契約電力分が増加した契約電力分を上回るときは、増加した契約電力分とします。）につき、臨時電力料金単価（該当料金の 20 パーセントを割増ししたものとしします。）を適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額を請求するものとしします。 第 40 条の2 一般送配電事業者との接続電気需給契約の終了又は変更に伴う工事費の精算 第39条に該当する場合であって、当社が一般送配電事業者から工事費等追加の請求を受けた場合、当社は当該工事費等追加の請求分をお客様に請求するものとしします。 なお、増加後に終了する場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力の増加分と残余分の比で按分したものとします。
第 50 条 準拠法及び管轄裁判所 1.本約款及び本電気需給契約は、日本法に準拠して解釈されるものとしします。 2.本約款又は本電気需給契約から生じ、又は関連するいかなる裁判上の紛争についても、東京地方裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。	第 51 条 準拠法及び管轄裁判所 1.本約款及び本電気需給契約は、日本法に準拠して解釈されるものとしします。 2.本約款又は本電気需給契約から生じ、又は関連するいかなる裁判上の紛争についても、新設に~~応じ~~東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。